

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例を次のように公布する。

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第6条第1項において同じ。)の氏名
- (4) 一の市町を単位として定められた営業区域(以下「営業区域」という。)の名称
- (5) 第13条第1項の規定により営業所に置く浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の番号及びその者が専任する営業区域の名称

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (2) 申請者が第6条第1項第1号から第7号まで及び第9号に該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 第13条第3項の規定により営業所に備える器具の明細を記載した書類
- (4) 営業区域ごとに連絡を取る浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
- (5) その他規則で定める書類又は図面

一部改正[平成16年条例49号・17年33号・令和2年11号]

(登録の実施)

第5条 知事は、申請書の提出があつた場合においては、第6条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに当該登録に係る申請者に浄化槽保守点検業者登録証(以下「登録証」という。)を交付しなければならない。

3 登録簿は、一般の閲覧に供する。

一部改正[令和2年条例11号]

(意見の聴取)

第5条の2 知事は、前条第1項の登録をしようとするときは、申請者が次条第1項第5号から第7号まで(同項第6号及び第7号にあつては、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)又は第9号のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

追加〔令和2年条例11号〕

(登録の拒否)

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第16条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第16条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 第16条第1項の規定により浄化槽保守点検業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 暴力団員等
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第13条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成23年条例57号・令和2年11号〕

(変更の登録)

第7条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

2 第4条の規定は前項の規定による変更の登録の申請に、第5条第1項及び前2条の規定は前項の規定による変更の登録の申請があつた場合について準用する。

一部改正〔令和2年条例11号〕

(変更の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があつたとき(前条に該当する場合を除く。)は、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第5条第1項、第5条の2及び第6条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合について準用する。

一部改正〔令和2年条例11号〕

(登録証の書換え)

第9条 浄化槽保守点検業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに登録証の書換えを受けなければならない。

(登録証の再交付)

第10条 浄化槽保守点検業者は、登録証を破り、汚し、又は失つたときは、速やかに登録証の再交付を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により登録証の再交付を受けた後において失つた登録証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

(廃業等の届出)

第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

一部改正〔平成16年条例49号・令和2年11号〕

(登録の抹消)

第12条 知事は、前条の規定による廃業等の届出があつたとき(その届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)、又は登録がその効力を失つたときは、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合(前条の規定による廃業等の届出に基づき登録を抹消した場合を除く。)について準用する。

(営業所の設置等)

第13条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との緊密な連携を図る等浄化槽の管理が適正に行われるよう、営業区域ごとに専任でなければならない。ただし、営業区域内の浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触するが生じたときは、2週間以内に、これらの規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行わなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つた場合において、清掃が必要であると認めるときは、速やかにその旨を当該浄化槽管理者に通知しなければならない。当該浄化槽管理者から浄化槽の清掃の委託を受けている浄化槽清掃業者がある場合は、当該浄化槽清掃業者にもその旨を通知しなければならない。

(登録証及び標識の掲示)

第14条 浄化槽保守点検業者は、その主たる営業所の見やすい場所に、登録証を掲示しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所(主たる営業所を除く。)ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第15条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(浄化槽管理士の研修)

第15条の2 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、知事が指定する資質の向上のための研修を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、その営業所の業務に従事する浄化槽管理士に対し、前項に規定する研修の機会を確保しなければならない。

追加〔令和2年条例11号〕

(登録の取消し等)

第16条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の規定による登録又は第7条第1項の規定による変更の登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第9号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の規定による勧告に従わず、その情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合について準用する。

一部改正〔平成7年条例48号・令和2年11号〕

(報告徴収、立入検査等)

第17条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に浄化槽保守点検業者の事務若しくは営業所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しく

は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第18条 次の表の左欄に掲げる登録等を受けようとする者は、同表の右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該登録等の申請の際に納付しなければならない。

第3条第1項の規定による登録	1件につき	26,900円
第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき	26,900円
第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき	16,900円
第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)	1件につき	1,500円
第10条第1項の規定による登録証の再交付	1件につき	2,200円

2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

一部改正〔平成元年条例11号・3年7号・9年3号・16年10号・29年5号・令和元年3号〕

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項若しくは第3項の規定による登録又は第7条第1項の規定による変更の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の規定による登録又は第7条第1項の規定による変更の登録を受けた者
- (3) 第16条第1項の規定による停止の命令に違反した者

一部改正〔平成4年条例6号〕

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第4項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2) 第13条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (3) 第15条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- (4) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成4年条例6号〕

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第3条第1項の規定による登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成元年3月22日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略)第20条の規定による改正後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第18条第1項の規定(中略)は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)以後に徴収する手数料及び使用料について適用し、施行日前に徴収した手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月15日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 (省略)

4 (前略)第16条の規定による改正後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第18条第1項の規定(中略)は、施行日以後に徴収する手数料について適用し、施行日前に徴収した手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月21日条例第6号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年12月22日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 (前略)第19条の規定による改正後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第18条第1項の規定(中略)は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)以後に徴収する手数料及び使用料について適用し、施行日前に徴収した手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日条例第10号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第49号)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第4号の改正規定は、同月16日から施行する。

2 この条例の施行の日前にされた破産の宣告に係る浄化槽保守点検業者である法人に対する改正前の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第11条第3号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日条例第33号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、第2条の規定による改正後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第4条第2項第1号の規定(中略)の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

附 則(平成23年12月26日条例第57号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和元年7月9日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。